改正後 改正前 長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版) 長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版) 全般的な内容 全般的な内容 受注者は・・・ 請負者は・・・ 次 次 原文なし 1-1-13 下請契約書及び下請代金内訳書 1-1-13 施丁体制台帳及び施丁体系図 1-1-14 施丁体制台帳及び施丁体系図 ~ 1 - 1 - 2 3 出来形数量の算出 ~ 1 - 1 - 2 4 出来形数量の算出 1-1-24 (欠番) 削除 共 诵 共 诵 1-1-7 工事実績情報の作成、登録 1-1-7 工事実績情報の作成、登録 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、 変更登録時は、丁期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、丁事請 負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。 工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書(工事実績)」が**請負者**に届いた際 また、登録機関発行の「登録内容確認書(工事実績)」が受注者に届いた には、その写しを直ちに発注者に提示しなければならない。なお、変更時 際には、その写しを直ちに発注者に提出しなければならない。なお、変更 と竣工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるもの 時と竣工時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる とする。 ものとする。

长崎宗建設工事共通任稼音(佐世保市読音版)新旧的思表 改正前	改正後
1 - 1 - 1 2 工事の下請負	1 - 1 - 1 2 工事の下請負
(4)下請負者が共同企業体でないこと。	(4)下請負者が <mark>当該</mark> 共同企業体 <mark>の構成員</mark> でないこと。
原文なし	1-1-13 下請契約及び下請代金内訳書 (1)受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。 また、下請契約の請負代金額が300万円以上の場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書を添付したものを下請契約後速やかに監督員に提出するのもとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみの変更の場合はこの限りではない。 (2)受注者は、下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)へ前項と同様の義務を負う旨を定めるととも
	に、該当する全ての下請工事の受注者から前項の資料を集約のうえ、 監督員に提出すること。
1 - 1 - 1 - 3 施工体制台帳及び施工体系図 なお、下請負契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに 個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付したものでなけれ ばならない。 ただし、建設業の許可を受けていない業者は、対象から除くものとする。	1 - 1 - <mark>1 4 施工体制台帳及び施工体系図</mark> 削除
1 - 1 - 1 4 請負者 相互の協力	1 - 1 - 1 5 <mark>受注者</mark> 相互の協力

長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)新旧対照表

技順宗建設工事共通任稼音(在世体中認管版)利旧对照表 改正前	改正後
1 - 1 - 1 - 15 調査・試験に対する協力	1 - 1 - 1 6 調査・試験に対する協力
1 - 1 - 1 6 工事の一時中止	1 - 1 - 1 7 工事の一時中止
1 - 1 - 1 7 設計図書の変更	1 - 1 - 1 8 設計図書の変更
1 - 1 - 1 8 工期変更	1 - 1 - 1 9 工期変更
1 - 1 - 1 9 支給材料及び貸与品	1 - 1 - 2 0 支給材料及び貸与品
1 - 1 - 2 0 工事現場発生品	1 - 1 - 2 1 工事現場発生品
1 - 1 - 2 1 建設副産物	1 - 1 - 2 2 建設副産物
1 - 1 - 2 2 監督員による検査(確認を含む)及び立会等	1 - 1 - 2 3 監督員による検査(確認を含む)及び立会等
1 - 1 - 2 3 出来形数量の算出	1 - 1 - 2 4 出来形数量の算出

改正前

1-1-32 工事中の安全管理

- 1 . 請負者は、建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱(長崎県土木部) 土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日) 建設機械施工安全技術指針(建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日)「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。
- 29. 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号)道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。

改正後

1-1-32 工事中の安全管理

- 1.受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官 通達、平成13年3月29日) 建設機械施工安全技術指針(建設省建設 経済局建設機械課長 平成6年11月1日)「港湾工事安全施工指針(社) 日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び 「作業船団安全運行指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8 972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に 留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものでは ない。
- 29. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号) 道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日) 道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号) 道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号) 及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月) に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について施工計画書へ具体的に記載し、監督員に提出しなければならない。

1-1-36 環境対策

改正前

LX III. FI

6 . 請負者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51条)」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難い場合は、影響員と協議し、承諾を得なければならない。

1-1-39 諸法令の遵守

1.

(63)漁港漁場整備法

<u> / 四和 25 年注律第 137 是)</u>

原文なし

原文なし

改正後

1-1-36 環境対策

6.受注者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 条)」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3年 10月8日付け建設省経機発第 249号、最終改正平成 14年 4月1日付け国総施第 225号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定(平成 18年 3月 17日付け国土交通省告示第 348号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 18年 3月 17日付け国総施第 215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。ただし、平成 7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。

1-1-39 諸法令の遵守

1.

(63)漁港漁場整備法

(平成19年5月改正法律第61号)

(84) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成19年3月改正法律第19号)

(85)建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱

(長崎県土木部) (平成 18 年技第 118 号)

改正前

2-9-4 コンクリート製品の表示

本市発注工事に使用するコンクリート二次製品は、次の内容を表示した ものを使用しなければならない。

ただし、特殊製品(間知ブロック等)及び製品サイズが小さなもの(インターロッキング等)で表示ができない製品については、監督員の承諾を得た上で表示を省略することができる。

1 . J I S 製品の表示

JISマーク

製造業者名及び製造工場の略号

製造年月日の略号

登録機関略号及び認証番号

種類、呼び又はその略号

2. JIS外製品の表示

製造業者名及び製造工場の略号

製造年月日の略号

種類、呼び又はその略号

第3章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン

(平成 45年)

改正後

2-9-4 コンクリート製品の表示

受注者は、本市発注工事に使用するコンクリート二次製品は、次の内容を表示したものを使用しなければならない。

ただし、JIS外製品においては、製造工場の所在が県内のみの場合は、製造工場の略号を省略することができる、また、特殊製品(間知ブロック等)及び製品サイズが小さなもの(インターロッキング等)で表示ができない製品については、**監督員の承諾**を得た上で表示を省略することができる。

1. JIS製品の表示

JISマーク

製造業者名又はその略号

製造年月日又はその略号

登録機関略号及び認証番号

種類、呼び又はその略号

2. JIS外製品の表示

製造業者名及び製造工場又はその略号

製造年月日又はその略号

種類、呼び又はその略号

第3章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン

(平成21年4月)

3-10-23 足場工

請負者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成 15年4月)」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び副木の機能を有するものでなければならない。

第4章 土工

第2節 適用すべき諸基準

国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル (平成5年6月)

第5章 無筋・鉄筋コンクリート

第2節 適用すべき諸基準

原文なし

5-7-5 継手

3. **請負者**は、**設計図書**に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、**請負者**は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍か断面高さのどちらか大きい方を加えた長さ以上としなければならない。

3-10-23 足場工

受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成 21 年 4 月)」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には常時、全ての作業床において二段手すり及び副木の機能を有するものでなければならない。

第4章 土工

第2節 適用すべき諸基準

国土技術研究センター 河川土工マニュアル (平成 21 年 4 月)

第5章 無筋・鉄筋コンクリート

第2節 適用すべき諸基準

土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】 (平成20年3月)

5-7-5 継手

3. 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としなければならない。